

福祉タクシー利用券を 交付します

3月24日(金)から受付



心身に重度の障がいがある人に対して、4月1日(土)から使えるタクシーの初乗り運賃相当額が割引になる福祉タクシー利用券を交付します。

●対象者

- 市内に居住する在宅の人で、次のいずれかに該当する人
- 視覚、下肢・体幹・移動機能、内部機能のいずれかの障がい
- 身体障害者手帳の等級が1級・2級となっている

- 下肢・体幹・移動機能、平衡機能のいずれかの障がいの等級が3級の人で、その他の障がい
- 重複することにより、身体障害者手帳の等級が1級・2級となっている

- 視覚、下肢・体幹・移動機能、内部機能、平衡機能のいずれかの障がい
- 重複することにより、身体障害者手帳の等級が1級・2級となっている
- 療育手帳の判定がAとなっている
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級となっている

※寝台(ストレッチャー)を利用する人は、タクシー利用券に代えて寝台タクシー利用助成金を受ける

ことができます。

※次に該当する人は除きます。

- 施設に入所している人
- 医療機関に入院している人
- 交付枚数 年間48枚を限度
- ※じん臓機能障がい1級の人は、年間60枚を限度

●必要なもの

- 身体障害者手帳
- 療育手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 印鑑
- ※代理人でも申請可
- 申し込みと問い合わせ先
福祉課障がい者支援担当
☎(580)1960

献血に協力を

血液は長期保存ができないため、一人でも多くの献血者が必要です。皆さんの温かい協力をお願いします。

●日時

- 4月1日(土)
- 午前10時半～午後1時
- 午後2時～4時半

●会場

イオン大野城
福祉課地域福祉担当
☎(580)1851



夜間に人工透析で通院している人へ

福岡県腎臓疾患患者福祉給付金(後期分)

●対象者

- 次の要件に全てあてはまる人
- 県内に居住

身体障害者手帳を持っている

- 就労などの理由で、夜間(治療開始時間が午後5時以降)の人工透析治療回数が1カ月5回以上
- 自宅から医療機関までの距離が10km以上か、または通院のため公共交通機関の運賃を1カ月2000円以上負担

※タクシー使用の場合は領収書による証明が必要

●対象期間

※所得制限あり

平成28年10月～平成29年3月

●給付金

月額2000円

●必要なもの

- ①申請書②通院証明書③債権者登録申出書④住民票謄本(世帯全員の方)⑤申請者と配偶者・扶養義務者の平成27年分の所得を証明するもの(平成28年度市県民税課税証明書など)⑥通帳のコピー

※①②③の用紙は申請先で配布、③

⑥は初めて申請する人のみ提出

●申請期限

3月31日(金)

●申請と問い合わせ先

福祉課障がい者支援担当
☎(580)1852

市税などの納付は口座振替が便利

「口座振替」とは?

市税などを納める方法の一つ。取扱金融機関に申し込み、納期ごとに指定した口座から自動的に振り替えて納付する方法です。

「口座振替」の特徴

- 納付が便利
- 平日、仕事で忙しい人や不在がちの人でも納期ごとにわざわざ市役所や金融機関まで出かける必要がないので『便利』

一度申し込みれば、翌年度以降も自動的に継続するので『便利』

安全・安心

- 現金を持って出かける必要がないため『安全』
- うっかりしていても、納期限に確実に口座から引き落とされるので、納め忘れることがなく『安心』

「口座振替」の申込方法

納税通知書に同封の申込書を金融機関または担当課に提出。金融機関に備えつけの申込書でもできます。

●問い合わせ先

収納課滞納整理担当
☎(580)1832